

# 豊中市火災予防違反処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市火災予防違反処理規程（平成26年消防長訓令第5号。以下「規程」という。）の運用について必要な事項を定める。

(事務処理の負担)

第2条 規程に基づく事務処理の負担者は、次のとおりとする。

- (1) 規程第4条第1項に定める消防長が処理する事項については予防課長の職にある者
- (2) 規程第4条第2項に定める消防署長（以下「署長」という。）が処理する事項については、主幹（予防担当）又は能勢町分署長の職にある者
- (3) 消防長又は署長（以下「消防長等」という。）が特に事務処理を命じた者

(応援派遣要請の要領)

第3条 規程第6条第1項に定める消防局の職員の派遣要請は、予防課長あて口頭により行うものとする。

(違反処理基準)

第4条 規程第8条第1項に定める違反処理基準は別表のとおりとする。

(違反処理の留保)

第5条 規程第8条第3項に定める違反処理を留保する場合の合理的理由は、次に掲げる場合とする。なお、留保した場合は、違反内容の危険性に対応した代替的安全措置又は防火管理上の安全措置を講じさせるとともに、その事実を記録しておくものとする。

- (1) 都市計画に基づく諸工事が具体化し、建物の移転、改築が予定されている場合
- (2) 老朽等による建物の取壊し及び跡地利用が具体化している場合
- (3) 民事係争事案のうち、当事者の権利関係が未確定で

あるため、名あて人の特定が不能又は困難である場合

- (4) その他社会通念上妥当と思われる理由がある場合  
(違反の調査に係る留意事項)

第6条 規程第9条第2項に定める違反の調査を行う場合の留意事項は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第4条、法第16条の3の2又は法第16条の5の規定を遵守するほか、次のとおりとする。

- (1) 適正かつ公平な調査を旨とし厳正な態度で臨むこと。
- (2) 関係者等の民事上の紛争には関与しないこと。
- (3) 違反事実の確定には、査察対象物の用途、構造、規模、収容人員等の確認と併せて、増改築、変更等の年月日の把握を的確に行うこと。
- (4) 違反者の特定に当たっては、義務のない者を違反処理の客体としないこと。
- (5) 資料の収集を行うに当たっては、法第4条、第16条の3の2又は法第16条の5の規定に基づく、資料提出命令、報告徴収等の権限を有効に活用すること。
- (6) 違反事実の証拠保全のため、写真を積極的に活用し、必要に応じ実況見分調書（様式第1号）を作成すること。
- (7) 違反の確定に必要な場合は、関係行政機関への照会他関係資料の閲覧若しくは交付又は協力を求めること。
- (8) 違反者又は目撃者等の参考人に対する質問調書を作成する場合は早期に行うこと。

2 規程第9条第3項に定める質問調書（規程様式第2号）に記録すべき事項は、概ね次のとおりとする。

- (1) 違反者に対するもの
  - ア 被質問者の地位、職務内容、経歴等
  - イ 違反の構成要件事実
  - ウ 違反に至った経過

- エ 違反事実の認識
- オ 違反に伴う危険性の認識
- カ 違反を是正しない理由
- キ 違反を行ったことについての反省
- ク その他の事項

(2) 法人の関係者に対するもの

- ア 法人の業務内容等
- イ 関係者の地位及び職務内容
- ウ 法人の業務と違反との関係
- エ 違反と監督責任との関係
- オ その他の事項

(3) (1)及び(2)以外の者に対するもの

- ア 違反者との関係
- イ 違反の状況
- ウ 危険性に対する認識
- エ その他の事項

3 前項の質問調書は、規程第4条第3項に定める措置命令又は規程第11条に定める警告を行う場合、省略することができる。

4 規程第9条第3項により違反の調査を行う場合又は立入検査において関係者（法第2条第4号の関係をいう。以下同じ。）に自認させておく必要があるときは、自認書（様式第2号）を徴しておくこと。

5 違反事実を特定するための写真資料は、次により作成すること。

(1) 写真は、違反の状況が客観的に明らかとなるよう、全体的な状態及び具体的な個々の状態についても撮影し、必要があれば関係者の立ち会い状況もあわせて撮影しておくこと。

(2) 危険物が容器に収納されている場合は、通常その内容物の量及び物質が写真で表現できないので危険物の収去状況を撮影し、関係者から自認書等を徴収する等の方法により補完しておくこと。

- (3) 撮影した写真は、貼付順位をよく考慮し写真台紙（火災原因調査要綱（平成23年12月28日豊消指第61号消防長通知）原要第16号様式(1)～(2)）に貼付のうえ撮影年月日、時分、撮影者の階級氏名、印及び撮影場所（位置、方向）等を明記し、写真に撮影者の割印をしておくこと。
- (4) 撮影を拒否された場合は、強行せず実況見分及び質問調書によって補完すること。
- (5) 物件等の寸法を表示する必要がある場合は、メジャー等を用いて写真を撮影すること。

（警告等に係る留意事項）

第7条 規程第11条に定める警告又は規程第14条に定める命令（以下「警告等」という。）を行う場合の留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 警告等の名あて人は、当該警告又は命令事項について履行義務のある違反行為者又は関係者（以下「関係者等」という。）でなければならないので、よく調査し、その特定を誤らないようにすること。
- (2) 規程第13条第1項による聴聞の開催又は規程第13条第2項による弁明の機会の付与が適切に行われたかどうかの検討、及び聴聞の開催又は弁明の機会を付与してもなお、違反事実が命令の要件として適当かどうかの検討をすること。
- (3) 警告等の要件となる違反事実の確認及び措置内容の決定は、概ね次の事項を確認し、法令の適用を誤らないようにすること。
  - ア 違反対象物の建築（新、増、改築を含む）の年月日、用途、規模又は収容人員等
  - イ 法定の危険物に該当するか否か、及び類別、品名、数量、倍数又は施設区分等
  - ウ 法令の改正、遡及又は緩和規定等の有無及び関係法令との関連事項等
  - エ 警告又は命令事項が法令規制の範囲内の事項で

あるか等

(履行期限の留意事項)

第8条 規程第11条に定める警告書(規程様式第4号)又は規程第14条に定める命令書(規程様式第6号)に付する履行期限の設定については、次の事項に留意し履行までに要する社会通念上及び火災予防上の見地から妥当と認められる日数とすること。

- (1) 緊急に措置を要する事案であっても物理的に履行不可能なものとならないようにすること。
- (2) 構造、設備の改修又は消防用設備等の設置に係るものにあつては、当該措置の内容、設備の種類及び工事規模等を検討したうえで決定すること。
- (3) 許認可等の手続き違反で当該書類提出に係るものにあつては、代理人等に依頼することがあるので、作成に要する日数を見込んだ期限とすること。

(履行状況の確認の要領)

第9条 規程第12条に定める履行状況の確認の要領は、次のとおりとする。

- (1) 警告等を行った場合は、概ね1箇月に1回以上、その履行状況を確認するとともに、履行期限が経過したとき及び告発するときは、速やかに是正状況の調査を行うこと。
- (2) 前号による確認又は調査は、関係者等の立会いを求め、第6条第1項に定める違反調査に係る留意事項を遵守して、警告又は命令事項の内容について綿密に行うこと。

(聴聞及び弁明の調査書)

第10条 規程第13条第4項及び第5項に定める調査書は、次によるものとする。

- (1) 聴聞 聴聞に係る調査書(様式第3号)
- (2) 弁明 弁明に係る調査書(様式第4号)

(緊急時の命令の留意事項)

第11条 規程第14条第2項に定める緊急時の命令を

行う場合の留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 口頭により命令を行う場合は、当該関係者に対し命令の要件と根拠法条を告げるとともに、命令の理由、命令事項及び命令の発動年月日（履行期限を含む。）を具体的かつ明確に命ずること。
- (2) 消防長等から命令事項の伝達を命じられた消防吏員が前号による命令を行う場合は、当該関係者に対し消防長等の名により命令を行う旨（法第3章に係る命令にあっては、市長の名により命令を行う旨）を告げること。

（公示の要領）

第12条 規程第15条に定める標識の設置要領は、次のとおりとする。

- (1) 当該対象物の出入口付近で利用する者に見やすい位置に設置すること。  
なお、対象物の部分に対する命令の場合は、その部分の出入口付近にも設置すること。
- (2) 設置する場合は現場での言動に注意し、当該対象物又はその敷地内の物件を壊すことのないようにすること。
- (3) 設置した状況を写真撮影しておくこと。
- (4) 設置した後は、標識が破棄又は汚損、隠蔽されないよう適宜設置状況の確認を行うこと。
- (5) 標識の設置を拒み若しくは妨げられた場合又は設置した標識を損壊された場合は、当該行為者の氏名及び当該行為の行われた日時など違反内容、指導経過等を添えて所轄警察署へ告訴することも考慮すること。
- (6) 設置した後に違反が是正された場合は、速やかに標識を撤去すること。

（市のホームページによる公表の要領）

第12条の2 豊中市消防法施行規則（昭和37年規則第20号）に定める市のホームページによる公表の要領は、次のとおりとする。

(1) 市のホームページにおいて、当該対象物の所在地、名称、命令を受けた者、命令事項、命令年月日、所轄消防署名、その他必要な事項を掲載すること。

(2) 公表後、違反が是正された場合は、速やかにホームページ上での掲載を削除すること。

(催告書の交付要領)

第13条 規程第16条に定める催告書（規程様式第9号）の交付は、命令の履行期限経過後概ね1箇月以内において、命令事項が履行される見込みがないと認められたときに行うものとする。

(特例認定の取消しに係る留意事項)

第14条 規程第18条に定める特例認定の取消しを行う場合は、規程第13条による聴聞の開催が適切に行われたかどうかの検討、及び聴聞を開催してもなお、特例認定の取消しを必要とするのか検討する。

(許可の取消しに係る留意事項)

第15条 規程第19条に定める許可の取消しを行う場合は、次の事項に留意する。

(1) 名あて人は、当該許可の取消しに係る施設の処分について権原のある関係者でなければならないので、よく調査し、その特定を誤らないようにすること。

(2) 規程第13条による聴聞の開催が適切に行われたかどうかの検討、及び聴聞を開催してもなお、違反事実が許可の取消しの要件として適切かどうかの検討をすること。

(3) 許可の取消し要件となる違反事実の確認は、概ね次の事項を確認し、法令の適用を誤らないようにすること。

ア 製造所等の設置許可（移動タンク貯蔵所にあつては、変更許可を含む）年月日及び許可番号等

イ 命令違反に係る許可の取消しの場合は、当該命令が許可の取消しの要件に該当するかどうか等

(告発に係る留意事項)

第16条 規程第20条第1項に定める告発を行う場合の留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第250条に定める公訴時効の期限内に公訴の提起が可能となるように行うこと。
- (2) 告発事実の構成要件を立証するために必要な証拠資料及び犯罪の情状等の認定資料を収集したうえで行うこと。
- (3) 証拠物件の収集は、次によること。

ア 証拠物件として、資料の提出を命じ又は報告を求め、若しくは収去するときは豊中市危険物規制規則(昭和55年豊中市規則第18号)第17条、豊中市査察規程(平成22年消防長訓令第3号)第20条及び第22条に定めるところによるものとする。

イ 前記アにより、提出を求め又は収去する物品の量は、概ね、液体にあつては0.5リットル、固体にあつては500グラムとすること。

ウ 前記イの証拠物件は、それぞれ当該事業所より提出された物件に相違ない旨、関係者の自認書により現認させておくこと。この場合にあつては、容器等に必要事項を記載したラベルを貼付する等、容易に識別できる方法を講じておくこと。

エ 収集した証拠物件は、厳重に保管しておくこと。

2 規程第21条第2項に定める違反に関する必要な資料は、次のとおりとする。

- (1) 立入検査結果に関する書類の写し
- (2) 警告書、命令書の写し
- (3) 図面、写真
- (4) その他違反の事実及び情状の認定に必要な資料

(過料事件の通知の留意事項)

第17条 規程第23条に定める過料事件の通知を行う場合の留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 通知は、郵送により行うこと。
- (2) 通知に際しては、次の違反事実を証明する資料を添付すること。
  - ア 法第8条の2の3第5項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠った者に係る通知の添付資料
    - (ア) 当該防火対象物の管理権原者であったことを証明する資料
    - (イ) 特例認定を受けたことを証明する資料
    - (ウ) 当該防火対象物の管理権原者に変更があったことを証明する資料
    - (エ) 過料に処せられるべき者の住所地を証明する資料
  - イ 法第17条の2の3第4項の規定による届出を怠った者に係る通知の添付資料
    - (ア) 法第17条第3項の認定を受けたことを証明する資料
    - (イ) 総務省令で定める軽微な変更を行ったことを証明する資料

（代執行に係る留意事項）

第18条 規程第24条に定める代執行を行う場合の留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 代執行を行うときは、事前に代執行に伴う作業、警戒及び経費等につき、具体的な計画を立てること。
- (2) 戒告書の履行期限は、警告書又は命令書の履行期限に準じた妥当なものとする。
- (3) 執行責任者は、第2条に定める事務処理の担当者がこれにあたるものとする。

2 代執行の要領は、次のとおりとする。

- (1) 消防長及び署長が代執行を行うときは、代執行の計画内容、日時、人員、作業方法等その他必要な事項について相互に連絡し、必要に応じて応援を求めること。

(2) 代執行を行うときは、現地を管轄する警察署長に対し、作業中の警備について協力を依頼すること。

(3) 執行責任者は、代執行作業中における事故防止に努めるとともに、経過を明らかにするため、写真撮影等により作業状況を記録しておくこと。

(略式の代執行に係る留意事項)

第19条 規程第29条に定める公示は、保管を始めた日から起算して14日間掲示すること。

(警告書等の交付手続に係る事項)

第20条 規程第35条に定める交付手続の留意事項は、次のとおりとする。

(1) 警告書、命令書、催告書、特例認定取消書、許可取消書、戒告書、代執行令書、代執行費用納付命令書及び違反事項通知書（以下「警告書等」という。）を交付するときは、当該関係者等に口頭により違反の内容、危険性、措置内容、その他必要な事項の説明を行うこと。

(2) 警告書等をやむを得ず、代理者に交付しなければならないときは、当該事業所等における上席の役職にあると認められる者又は防火管理者に手交し、受領書に代理受領した旨記載させること。

(3) 前号の場合は、名あて人より改めて「受領書」を徴するため、代理受領者に「受領書」を交付し、後日速やかに提出させること。

(4) 警告書等の受領者が、受領又は受領の署名、押印を拒否した場合は、受領書余白に、その旨を記載しておくこと。

(関係行政機関との連携)

第21条 規程第37条に定める関係行政機関との連携は次のとおりとする。

(1) 建築基準法令違反の防火対象物に対し、法第5条又は法第17条の4の規定に基づき命令を行う場合で、命令事項の内容により協議する必要があると認めた

とき

(2) 前号以外の場合で、特に協議する必要があると認めるとき

附 則（平成18年2月1日予防課長通知第2号）  
この要綱は、通知の日から施行する。

附 則（平成26年12月4日予防課長通知第138号）  
この要綱は、通知の日から施行する。

附 則（平成27年3月18日予防課長通知第215号）  
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月19日予防課長通知第168号）  
この要綱は、通知の日から施行する。

附 則（平成31年3月28日消防長通知第236号）  
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。



様式第2号（第6条関係）

年 月 日

豊中市消防長様  
(豊中市消防署長)

事業所の所在地

事業所の名称

役職・氏名

自 認 書

私は、下記の事実に相違ないことを認めます。

自認日時	
自認場所	
自認内容	

様式第3号その1 (第10条関係)

聴聞に係る調査書 (台帳番号 ー )

区 分		特例認定の取消し
違反者	氏 名	
	住 所	
対象	所 在 地	
	規 模	
物 等	認 定 年 月 日	
	管 理 権 原 者	(職) (氏名)
処 分 の 理 由 と と な る 事 実		
聴 聞	実 施 日	年 月 日
	報 告 書 の 概 要	1 聴聞の件名 2 当事者等の聴聞への出席者 3 当事者及び参加人の主張の概要 4 主宰者の意見概要 5 その他必要な事項
報 告 書 に 対 す る 意 見		
意 見		

- 1 資料目録を作成して、聴聞調書等の聴聞手続きに関する書類その他必要書類を添付すること。
- 2 記載箇所に不足が生じた場合は、用紙を追加すること。

様式第3号その2 (第10条関係)

聴聞に係る調査書 (台帳番号 ー )

区 分		許可の取消し・解任命令		
違反者	氏 名		職 名	
	住 所			
	免状の種類		生年月日	
製造所等	設置者	住 所		
		氏 名	施設区分	
	設置場所		設置許可	年 月 日
	許可品名等		日・番号	第 号
処分の理由と となる事実				
聴聞	実 施 日	年 月 日		
	報告書の概要	1 聴聞の件名 2 当事者等の聴聞への出席者 3 当事者及び参加人の主張の概要 4 主宰者の意見概要 5 その他必要な事項		
報 告 書 に 対 する 意 見				
意 見				

- 1 資料目録を作成して、聴聞調書等の聴聞手続きに関する書類その他必要書類を添付すること。
- 2 記載箇所不足が生じた場合は、用紙を追加すること。

様式第4号その1 (第10条関係)

弁明に係る調査書 (台帳番号 ー )

予定される命令条項				
関係者	住所		職業	
	氏名		年齢	
対象物等	住所			
	名称		用途	
	構造		規模	
命令(処分)の理由となる事実				
弁明	弁明書提出日又は実施日			
	弁明書提出者又は出頭者			
	弁明調書の概要	1 弁明の件名 2 当事者及びその代理人の弁明の要旨 3 その他必要な事項		
弁明に対する意見				
意見				

- 1 資料目録を作成して、弁明書等の弁明手続きに関する書類その他必要書類を添付すること。
- 2 記載箇所不足が生じた場合は、用紙を追加すること。

様式第4号その2（第10条関係）

弁明に係る調査書（台帳番号 ー ）

予定される 命令条項				
関係者	住所		職業	
	氏名		年齢	
製造所等	所在地			
	名称		施設区分	
	許可品名等		設置許可 日・番号	
命令（処分） の理由となる 事実				
弁 明 調 書 の 概 要	弁明書提出日又は実施日			
	弁明書提出者又は出頭者			
	1 弁明の件名			
	2 当事者及びその代理人の弁明の要旨			
	3 その他必要な事項			
弁明に対する意見				
意見				

- 1 資料目録を作成して、弁明書等の弁明手続きに関する書類その他必要書類を添付すること。
- 2 記載箇所不足が生じた場合は、用紙を追加すること。

別表  
違反処理基準

区分	処理事項	適用要件	処 理 基 準					具 体 例	備 考
			第1次措置	第2次措置	第3次措置	第4次措置	第5次措置		
1	屋外における火災予防上の危険な行為又は物件の存置等	ア 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備の措置命令（法第3条）	告 発（法第44条第1号、法第45条）				<p>【行為の禁止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火花を発生する行為を、可燃性蒸気（ペーパー）が発生又は滞留している場所（塗装工場、自動車修理工場、ゴム工場等の屋外、新築工事中の建物の敷地内等）で行っているもの</li> </ul> <p>【禁止、消火の準備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工事現場などで、不燃シート等で建築物の木造部分を養生せずに火花を発生する行為を行っているもの</li> </ul> <p>【たき火の禁止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ たき火の炎が、木造家屋の壁体等に接し、その部分が炭化しているもの <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 炭化部分の剥離、灰化し始めた状態</li> <li>イ 継続的なたき火による炭化</li> </ul> </li> </ul> <p>【行為の禁止、消火の準備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危険物又は可燃物の付近で花火をしているもの</li> </ul>	
		イ 残火、取灰又は火	残火、取灰又は火粉の始末の措置命令（法第3条）	告 発（法第44条第1号、法第45条）				<p>【残火の始末】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 神社の境内において実施したとんど焼き後、後始末が不完全のまま行為者がその場を離れたもの</li> </ul>	
		ウ 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理の措置命令（法第3条）	告 発（法第44条第1号、法第45条）				<p>【危険物の除去】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 屋外において、オートバイ（廃車）のタンクからガソリンが漏れペーパーが発生しているもの</li> </ul> <p>【物件の除去】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 焼却炉に接して可燃物が大量に放置されているもの</li> </ul>	注 法第3条における「みだりに存置」とは、その物件の所有者、管理者又は占有者にそれをその場所に置いておく意思が現在もあり、また、その物件について多少の管理もなされていると認められるものの、それを置くことに何ら正当な理由が認められず、ほぼ放置と同様の状態にあることをいう。
		エ 放置され、若しくはみだりに存置された物件	物件の整理又は除去の措置命令（法第3条）	告 発（法第44条第1号、法第45条）				<p>【物件の除去、整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難器具が設置されている建物において、避難空地から道路等に通ずる避難通路が通行不能となる物件が存置されている場合</li> <li>○ 敷地内の店舗入口前に置かれた避難上通行不能となる大量の物品の放置</li> </ul>	
2	①立入検査の拒否、妨害、忌避（法第4条第1項、法第16条の3の2第2項、法第16条の5第1項）	○ 正当な理由がないにもかかわらず、拒否、妨害又は忌避したもの	警 告	告 発（法第44条第2号）				<p>【正当な理由とは】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 立入検査において、関係者の承諾を得なければならない場合にこれを怠ったとき</li> <li>○ 関係のある者から証票の提示を求められているにもかかわらず提示</li> </ul>	

区分	処理事項	適用要件	処 理 基 準					具 体 例	備 考
			第1次措置	第2次措置	第3次措置	第4次措置	第5次措置		
2									しないとき ○業務多忙を理由に、相手方が立入検査の時期について具体的な変更を要請した上で、拒否するとき
	② 資料の提出、報告徴収に係る措置(法第4条第1項、法第16条の3の2第2項、法第16条の5第1項)	○ 資料の提出をせず、虚偽の資料を提出し、報告せず又は虚偽の報告をしたもの	資料提出命令、報告命令 (法第4条第1項、法第16条の3の2第2項、法第16条の5第1項)	告 発 (法第44条第2号)				【資料提出とは】 ○ 火災予防上、防火対象物の実態を把握するために役立つ一切の文書図画のうち、資料として既に作成若しくは作成される予定のもの又は法令により資料の作成が義務付けられているもの  【報告徴収とは】 ○ 火災予防上、防火対象物の実態を把握するために必要な全ての事項で、資料として現に存在していないものを求めるもの	
	③ 危険物の取去の拒否、妨害、忌避(法第16条の5第1項)	○ 正当な理由がないにもかかわらず、拒否、妨害又は忌避したものの	警 告	告 発 (法第44条第2号)					
3	防火対象物における火災予防上の危険な行為等(その1)	ア 火災の予防に危険であると認める場合	警 告	改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置命令(法第5条)	※ 使用禁止命令等(法第5条の2)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第39条の3の2第1項、法第45条)		【改修命令】 ○ 厨房設備等の燃料配管に老朽化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料漏れのおそれがあるもの ○ 変電室等を区画している壁、柱、床又は天井が可燃材で造られているもの ○ 厨房設備の排気用ダクトに自動消火装置の設置義務があるが、設置されておらず、かつ油が滴り落ちているもの 【工事の停止又は中止命令】 ○ 塗装工事中(シンナー使用)において溶接作業を行っているもので、法第5条の3に基づく措置命令に従わないもの	
		イ 消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合	警 告	改修、移転、除去、その他の必要な措置命令(法第5条)	※ 使用禁止命令等(法第5条の2)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第39条の3の2第1項、法第45条)		○ 防火設備が設置されていないもの又は構造不適若しくは機能不良となっているもの ア 堅穴区画に設けられた防火戸、防火シャッター若しくは防火ダンパー等が撤去され又は全く機能を失っているもの イ 機能の不良(自火報連動防火戸の連動不良、ドアチェックの取り外し) ウ 鉄製の防火戸を木製等の扉に変更しているもの エ 防火戸をボルト等で固定し閉鎖できないもの ○ 堅穴区画の壁が撤去され若しくは破損しているもの ○ 配管貫通部等の埋め戻しが不完全なもの ○ 避難施設が設置されていないもの又は構造の不適若しくは機能不良となっているもので、避難に重大な支障をきたしているもの ア 階段の出入口の防火シャッターが破損変形等により機能不良となっているもの イ 階段室等を他目的に使用するため、改装、その他構造等を変更して構造不適となったもの ウ 階段の改変、破損又は腐食により構造耐力が保持されていないもの エ 階段部分に扉等を設置し施錠することにより当該階段が通行不能となっているもの オ 階段、出入口、廊下、通路等の避難上障害になる工作物が設置されているもの カ 非常用出入口や排煙設備である窓等の開口部が塞	注1 改修を伴わない管理についての措置を命じるものは「防火管理関係違反」で処理する。  注2 令別表第1(六)項に掲げる防火対象物等、使用停止命令によって当該対象物の入院患者等に多大な負担を強いるおそれのあるものは、法第5条の除去命令が不履行の場合、使用停止命令でなく代執行を行う。

区分	処理事項	適用要件	処 理 基 準					具 体 例	備 考
			第1次措置	第2次措置	第3次措置	第4次措置	第5次措置		
3	防火対象物における火災予防上の危険な行為等(その1)	ウ 火災が発生したならば人命に危険であると認める場合	警 告	改修、移転、除去、その他の必要な措置命令 (法第5条)	※ 使用禁止命令等 (法第5条の2)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第39条の3の2第1項、法第45条)		がれ使用不能となっているもの ○ 防災性能を有する防災対象物品を使用していないもので、火災が発生した場合延焼拡大のおそれがあるもの。ただし、次に示すものについて適用除外とする。 ア スプリンクラー設備により有効に警戒されているもの  イ 内装、区画等から判断して延焼拡大危険が少ないと認められるもの	
		エ その他火災予防上必要があると認める場合	警 告	改修、移転、除去、その他の必要な措置命令 (法第5条)	※ 使用禁止命令等 (法第5条の2)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第39条の3の2第1項、法第45条)			
	防火対象物における火災予防上の危険な行為等(その2)	ア 法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては、履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険があると認める場合	警 告	使用禁止命令等 (法第5条の2)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第45条)			○ 事例については、法第5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項、第8条第4項、第8条の2第5項若しくは第6項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定の事例欄によるが、これらの規定に基づいて必要な措置が命じられたにもかかわらず、次のア～ウの場合で営業を継続、火気使用器具等の使用又は工事を継続している場合など火災予防危険、人命危険等が引き続き存する場合に措置する  ア 履行されない 避難障害となる物件の除去を命じたが、何も措置をしていないもの イ 履行が十分でない 複数の設備の改修命令に対して履行期限内に全ての設備についての改修が完了していないもの ウ 履行期限までに完了していない 改修工事、消防用設備の設置工事の工事発注が完了しているが、未だ工事に着手しておらず、履行期限までに工事が完了する見込みがない  ○ 法第5条の3第1項による除去命令の発動後、避難障害となる商品が除去されず、その後も商品を搬入する等により、除去命令時に設定した履行期限内に除去することが不可能で使用停止命令を行わなければ人命危険が排除できない場合  ○ 法第17条の4第1項による自動火災報知設備設置命令後に、大売り出し等の催物を開催していることにより、防火対象物の収容人員が急激に増加し、火災発生を早期に発見しなければ、逃げ遅れによる人命危険が予想される場合  ○ 法第17条の4第1項による屋内消火栓設備設置命令後、履行期限を過ぎても改修されることなく、かつ、消防用設備等点検結果の報告が引き続きなされておらず、当該防火対象物の主要構造部、防火区画若しくは階段の構造が不適切又は機能不良で、火災が発生すれば逃げ遅れによる人命危険が予想される場合	

区分	処理事項	適用要件	処 理 基 準					具 体 例	備 考
			第1次措置	第2次措置	第3次措置	第4次措置	第5次措置		
3	防火対象物における火災予防上の危険な行為等 (その2)	イ 法第5条等の規定による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認められる場合	警 告	使用禁止命令等 (法第5条の2)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第45条)			<p>○ 火気使用設備の使用に際して壁体等の炭化が広範囲に発生しており、その出火危険が著しく高いもの（炭化の判断は、木材等の可燃物であれば火、熱により変色しているもの。なお、火気使用設備自体の火災危険により、使用停止命令の措置を行う場合は、火災発生危険を考慮して、当該設備のみを使用停止の対象とする）</p> <p>○ 小規模雑居ビル等で、つぎにのA～ウのいずれかに該当するもの  A 階段内にビニール、プラスチック系の可燃物が大量にあり、上階の防火戸が撤去され、かつ避難器具等が未設置のもの  イ 火気使用設備の存する階の防火戸が撤去され、かつ、当該階より上階で複数の無窓階の防火戸が撤去されているもの  ウ 利用者がエレベータのみで移動する建物で、階段が重量物で塞がれ、かつ、避難器具等が未設置のもの</p> <p>○ 個室型店舗で、次のいずれかに該当するもの  A 非常用進入口や排煙設備である窓等の開口部が塞がれ使用不能となっており、かつ、排煙設備及び非常用照明装置が設置されていないもの  イ スプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務がないものは自動火災報知設備）が大部分に設置されていないもの又はその機能が失われているもの</p> <p>○ 次に掲げるいずれかの違反又は事実が併存していて消防活動の支障又は人命の危険が大きいもの  A 防火管理業務が適正に行われていないと認められるもの  ・ 厨房設備の燃料配管等に老朽化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料漏れのおそれがあるもの  ・ 排熱筒が木部に接近しており、継続使用すれば火災が発生するおそれがあるもの  ・ 配分電盤の開閉器、配線用遮断器、電線、機器等の絶縁不良、漏電又は異常過熱等があるもの  ・ 劇場、百貨店において、大売り出し等の催物により混雑が予想されるとき、避難誘導に対応する係員が適正配置されていないもの  ・ 定員を著しく超過しているにもかかわらず入場制限等の必要な措置を行っていないもの（入場者の滞留により、避難通路から出入口に容易に到達できない場合等）  イ 防火対象物全般に設置義務のあるスプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務のないものは、設置義務のある屋内消火栓設備及び自動火災報知設備）が大部分に設置されていないもの又はその機能を失っているもの  ウ <b>主要構造部の構造が構造不適格なもの</b>、防火区画若しくは避難施設等（廊下、避難階段、出入口、排煙設備、非常用照明装置）が設置されていないもの又はこれらのものが過半にわたり構造の不適若しくは機能不良となっているもの</p>	

区分	処理事項	適用要件	処 理 基 準					具 体 例	備 考
			第1次措置	第2次措置	第3次措置	第4次措置	第5次措置		
3	防火対象物における火災予防上の危険な行為等 (その3)	ア 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具(物件に限る。)又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具(物件に限る。)の使用その他これらに類する行為	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備の措置命令  (法第5条の3)	※ 使用禁止命令等 (法第5条の2)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第41条第1号、法第45条)			<p>【行為の禁止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防火対象物の塗装中(シンナー使用)において喫煙行為をしているもの</li> <li>○ 修繕工事を行うため、少量危険物取扱所等において、火花を発生する機器を用いているもの</li> </ul> <p>【物件の使用禁止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 可燃性ガスが滞留する場所でガスコンロ等を使用しているもの</li> </ul> <p>【物件の使用停止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ガスコンロの炎が壁体に接し、その部分が炭化しているもの</li> </ul>	
		イ 残火、取灰又は火	残火、取灰又は火粉の始末の措置命令  (法第5条の3)	※ 使用禁止命令等 (法第5条の2)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第41条第1号、法第45条)			<p>【残火の始末】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 炭火焼きを行う飲食店で、赤熱部が露出した炭を可燃物の直近に放置しているもの</li> </ul>	
		ウ 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理の措置命令  (法第5条の3)	※ 使用禁止命令等 (法第5条の2)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第41条第1号、法第45条)			<p>【物件の除去】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 階段室、廊下、通路等避難施設内を倉庫又はクローゼット代わりに使用し、延焼媒体となる可燃物が存置されているもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガソリン、シンナー、火薬類等の危険物品</li> <li>・ 大量な化繊の衣装</li> <li>・ ボンベが装填された状態の大量の携帯コンロ又は大量のボンベ本体</li> <li>・ 古新聞、ダンボール、ビールケース等の大量の可燃物</li> </ul> </li> <li>○ 使用中の火気使用設備の上方の棚にボンベが装填された状態の携帯コンロが存置されているもの</li> <li>○ 防火対象物内において少量危険物が無届かつ条例の基準に適合せず貯蔵されているもの</li> </ul>	<p>注1 事例に該当しないが繰り返し違反等悪質性のあるものは、「防火管理関係違反」において処理する。</p> <p>注2 法第5条の3における「みだりに存置」とは、その物件を置くことが法令に違反している状態、又はその物件を置くことに正当な理由(荷物の搬出入、工事中又は作業中等であって、その作業等に関係のある者がその場におり、その者により直ちに移動、除去等が行える等)があると認められない状態にあることをいう。</p>
		エ 放置され、又はみだりに存置された物件 (上記ウの物件を除く)	物件の整理又は除去の措置命令  (法第5条の3)	※ 使用禁止命令等 (法第5条の2)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第41条第1号、法第45条)			<p>【物件の整理、除去】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消火、避難、その他消防活動に支障のある物件が存置されているもの</li> </ul> <p>注 事例に該当しないが繰り返し違反等悪質性のあるものは、「防火管理関係違反」において処理する。</p>	

区分	処 理 事 項	適 用 要 件	処 理 基 準					具 体 例	備 考
			第 1 次措置	第 2 次措置	第 3 次措置	第 4 次措置	第 5 次措置		
4	① 防火管理者選任違反 (法第8条第1項)	○ 防火管理者の資格を有する者がいないもの	警 告	選 任 命 令 (法第8条第3項)	※ 使用禁止命令等 (法第5条の2)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第42条第1項第1号、法第45条)			注1 防火管理者として届出されていないが、選任され実質的に防火管理業務が行われていることが明らか場合は、適用要件に該当しないものとみなし、指導を継続することができる。  注2 甲種防火管理者再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に防火管理者として選任されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、防火管理者未選任の状態となるため、速やかに再講習を受講させ、防火管理者として再度選任し、又は別に甲種防火管理者の資格を有する者を防火管理者として選任し、消防署長に届けさせる必要がある。
	② 防火管理業務の適正履行義務違反 (法第8条第1項)	ア 消防計画未作成	警 告	作成命令 (法第8条第4項)	※ 使用禁止命令等 (法第5条の2)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第41条第1項第2号、法第45条)			
		イ 消防計画が不適正なもの	警 告	適正執行命令 (法第8条第4項)	※ 使用禁止命令等 (法第5条の2)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第41条第1項第2号、法第45条)		○ 自衛消防隊の編成等計画の内容が実態と著しく異なるもの ○ 法第8条の2に基づく統括防火管理者が作成する防火対象物全体についての消防計画の内容と著しく異なるもの	
		ウ 消火、通報及び避難訓練未実施	警 告	適正執行命令 (法第8条第4項)	※ 使用禁止命令等 (法第5条の2)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第41条第1項第2号、法第45条)		○ 消火、通報及び避難訓練を1年以上実施しておらず他に重大違反があるもので、違反を指摘したにもかかわらず関係者が是正の意思を示さないもの	

区分	処理事項	適用要件	処 理 基 準					具 体 例	備 考
			第1次措置	第2次措置	第3次措置	第4次措置	第5次措置		
4	工 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備を実施していないもの	警 告	適正執行命令 (法第8条第4項)	※ 使用禁止命令等 (法第5条の2)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第41条第1項第2号、法第45条)		○ ベル停止、電源遮断、操作障害等の維持管理が不適正なもので、違反を指摘したにもかかわらず関係者が是正の意思を示さないもの若しくは是正してもすぐに繰り返し違反を行うもの  ○ 法第17条の3の3に基づく消防用設備等の点検が未実施のもの	注1 点検により重大な機能不良箇所が指摘され、報告時までに是正されていない場合は、「消防用設備等に関する基準違反」により処理する。  注2 自動火災報知設備、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は2種類以上の設備点検未実施がある場合は2次措置を検討する。	
	オ 火気の使用又は取扱いに関する監督を怠っているもの	警 告	適正執行命令 (法第8条第4項)	※ 使用禁止命令等 (法第5条の2)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第41条第1項第2号、法第45条)		○ 火気使用器具等の周囲の可燃材からの距離が基準値未満のもの  ○ 天蓋に設けられたグリスフィルターから油が滴り落ちているもの  ○ 劇場等その他消防長が指定する場所で、解除承認を受けずに、又は解除承認後に承認内容に違反して裸火等の使用、若しくは危険物品の持ち込みを行っているもの	注1 消防法令違反の有無を問わず、適法な防火対象物に対しても、可燃材の炭化等が認められる場合は、法第5条の2の措置による。  注2 使用禁止命令を行う場合は、解除承認を撤回してから措置する。	
	カ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理を怠っているもの	警 告	適正執行命令 (法第8条第4項)	※ 使用禁止命令等 (法第5条の2)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第41条第1項第2号、法第45条)		○ 防火設備、避難施設の維持管理に係る基準違反に該当するもの ・ 竪穴区画に設けられた防火戸、防火シャッターに何らかの処置(くさび等)をし閉鎖できなくしているもの ・ 階段、出入口、廊下、通路に物件が存置されているもの ・ 出入口の内外に近接して椅子、テーブル等の物件が存置されているもの	注1 火災の予防に危険又は避難の障害となっているもので、改修を要するものは、「防火対象物における火災予防上の危険な行為等(その1)」により処理する  注2 違反を指摘したにもかかわらず、繰り返し行うものを対象とする	
	キ 収容人員の定員管理を怠っているもの	警 告	適正執行命令 (法第8条第4項)	※ 使用禁止命令等 (法第5条の2)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第41条第1項第2号、法第45条)		○ 劇場、百貨店等において、定員を超えて入場させ入場制限等の必要な措置をとっていないもの。又は、可動椅子により興行等を行う場合において避難通路が有効に確保されていないもの。なお、発災時における初動措置を行い得る体制をとっていないもので、他に違反が存する場合は、「防火対象物における火災予防上の危険な行為等(その2)」により処理する。		
③ 防火管理者選解任届出違反(法第8条第2項)	○ 防火管理者を選解任するも届出を怠っているもの	警 告	告 発 (法第44条第8号)						

区分	処 理 事 項	適 用 要 件	処 理 基 準					具 体 例	備 考
			第 1 次措置	第 2 次措置	第 3 次措置	第 4 次措置	第 5 次措置		
5	① 統括防火管理者選任違反（法第8条の2第1項）	○ 統括防火管理者の資格を有する者がいないもの	警 告	選 任 命 令 （法第8条の2第5項）	※ 使用禁止命令等 （法第5条の2）	告 発 （法第39条の2の2第1項、法第45条）			注 統括防火管理者として届出されていないが、選任され実質的に統括防火管理業務が行われていることが明らかかな場合は、適用要件に該当しないものとみなし、指導を継続することができる。
	② 統括防火管理業務の適正履行義務違反（法第8条の2第2項）	ア 全体についての消防計画未作成	警 告	作 成 命 令 （法第8条の2第6項）	※ 使用禁止命令等 （法第5条の2）	告 発 （法第39条の2の2第1項、法第45条）			
		イ 全体についての消防計画が不適正なもの	警 告	適 正 執 行 命 令 （法第8条の2第6項）	※ 使用禁止命令等 （法第5条の2）	告 発 （法第39条の2の2第1項、法第45条）		○ 自衛消防隊の編成等計画の内容が実態と著しく異なるもの	
		ウ 消火、通報及び避難訓練未実施	警 告	適 正 執 行 命 令 （法第8条の2第6項）	※ 使用禁止命令等 （法第5条の2）	告 発 （法第39条の2の2第1項、法第45条）		○ 消火、通報及び避難訓練を1年以上実施しておらず他に重大違反があるもので、違反を指摘したにもかかわらず関係者が是正の意思を示さないもの	
		エ 廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理を怠っているもの	警 告	適 正 執 行 命 令 （法第8条の2第6項）	※ 使用禁止命令等 （法第5条の2）	告 発 （法第39条の2の2第1項、法第45条）		○ 共用部分の防火設備、避難施設の維持管理に係る基準違反に該当するもの ・ 堅穴区画に設けられた防火戸、防火シャッターに何らかの処置（くさび等）をし閉鎖できなくしているもの ・ 階段、出入口、廊下、通路に物件が存置されているもの ・ 出入口の内外に近接して椅子、テーブル等の物件が存置されているもの	注1 火災の予防に危険又は避難の障害となっているもので、改修を要するものは、「防火対象物における火災予防上の危険な行為等（その1）」により処理する  注2 違反を指摘したにもかかわらず、繰り返し行うものを対象とする
6	① 防火対象物定期点検の点検結果未報告等（法第8条の2の2）	ア 点検を定期的に実施せず、若しくはその結果報告を怠ったり、又は虚偽の報告を行ったもの	警 告	告 発 （法第44条第11号、法第45条）					

区分	処 理 事 項	適 用 要 件	処 理 基 準					具 体 例	備 考
			第 1 次 措 置	第 2 次 措 置	第 3 次 措 置	第 4 次 措 置	第 5 次 措 置		
6		イ 点検対象事項が点検基準に適合していると認められていないにもかかわらず法第8条の2の2第2項の表示をしているもの、又は紛らわしい表示をしているもの	表示の除去又は消印を付すべきことを命令 (法第8条の2の2第4項)	告 発 (法第44条第17号)					○ 命令要件 防火対象物点検報告義務対象物であること
	② 特例認定関係違反 (法第8条の2の3)	ア 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの	特例認定の取消し (法第8条の2の3第6項)						
		イ 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条第3項第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第5項若しくは第6項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項の規定の命令がされたもの	特例認定の取消し (法第8条の2の3第6項)						
	② 特例認定関係違反 (法第8条の2の3)	ウ 法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの	特例認定の取消し (法第8条の2の3第6項)						
エ 特例認定を受けていないにもかかわらず法第8条の2の3第7項の表示をしているもの、又は紛らわしい表示をしているもの		表示の除去又は消印を付すべきことを命令 (法第8条の2の3第7項)	告 発 (法第44条第17号)					○ 命令要件 防火対象物点検報告義務対象物であること	
7	自衛消防組織の設置に関する違反 (法第8条の2の5)	○ 自衛消防組織が未設置であるもの	警 告	設置命令 (法第8条の2の5第3項)	※ 使用禁止命令等 (法第5条の2)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第45条)			注1 自衛消防組織として届出されていないが、設置され実質的に自衛消防組織として必要な活動を行うことができると認められる場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。  注2 自衛消防業務再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に自衛消防組織の統括管理者として届出されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、自衛消防組織の設置基準に従って設置されていない状態となるため、速やかに再講習を受講させ、又は別に自衛消防組織の統括管理者の資

区分	処理事項	適用要件	処 理 基 準					具 体 例	備 考
			第1次措置	第2次措置	第3次措置	第4次措置	第5次措置		
7									格を有する者を統括管理者として置いて自衛消防組織変更届出書を消防署長に届出させる必要がある。
8	防災対象物品の表示違反（法第8条の3第3項）	ア 防災対象物品又はその材料の防災性能に関する表示基準に違反するもの	警 告	告 発 （法第44条第3号、法第45条）					
		イ 防災表示基準と紛らわしい表示をしたもの	警 告	告 発 （法第44条第3号、法第45条）					
9	危険物の無許可貯蔵又は取扱い（法第10条第1項）	ア 指定数量以上の危険物を無許可で貯蔵し、又は取り扱っているもの	警 告	除去命令又は禁止命令 （法第16条の6）	告 発 （法第41条第1項第3号、法第45条）			○ 製造所等以外の場所で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもの ○ 製造所等において当該貯蔵、又は取扱いの態様を逸脱して指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもの ・ 屋内貯蔵所の保有空地に指定数量以上の危険物を貯蔵しているもの ・ 給油取扱所の敷地内に危険物をドラム缶で指定数量以上貯蔵しているもの	○ 無許可貯蔵、取扱いに起因して火災等の発生若しくは拡大又は死傷者が伴ったものは第3次措置に移行を検討
		イ 製造所等以外の場所で油圧装置、潤滑油循環装置等において、引火点が100℃以上の第4類の危険物のみを指定数量以上貯蔵し、又は取扱っているもの。	警 告	除去命令 （法第16条の6）	告 発 （法第41条第1項第3号、法第45条）			○ 実態の危険物を考慮し警告により適切な行政指導を行った後、なお是正されない場合は、速やかに第二次措置に移行する。	
10	製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについての基準違反（法第10条第3項）	ア 許可又は届出に係る品名、数量又は指定数量の倍数以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱うことにより製造所等の位置、構造又は設備の変更許可を要するもの	警 告	基準遵守等の措置命令 （法第11条の5第1項・第2項）	使用停止命令 （法第12条の2第2項第1号）	告 発 （法第42条第1項第3号、法第43条第1項第1号、法第45条）		○ 本欄及び下欄については、いずれも災害発生危険のある基準違反を対象とするものであり、軽微な基準違反については必ずしも対象としない。ただし、軽微な基準違反が繰り返し行われているような場合にはこの限りでない ○ 本欄の「許可又は届出に係る品名、数量又は指定数量の倍数以外の危険物の貯蔵等」の違反については、当該違反によって適用される技術上の違反については当該変更に係る届出をさせることとして差し支えない	○ 可燃性蒸気が発生又は滞留する場所において火気を使用する等、火災発生危険が著しく大きいものについては、第2次措置から入る
		イ 貯蔵、取扱いに重大な違反（漏れ、飛散、火気使用等）があり、火災発生危険が著しいと認められるもの	警 告	基準遵守等の措置命令 （法第11条の5第1項・第2項）	使用停止命令 （法第12条の2第2項第1号）	告 発 （法第42条第1項第3号、法第43条第1項第1号、法第45条）		○ 移動タンク貯蔵所に係るもの ・ 特殊引火物、第1石油類及び第2石油類を移送又は取り扱っているもので、漏れ、あふれ、飛散等があるもの ・ 令第27条第6項第4号の規定に違反して危険物を取り扱っているもの ○ 放電加工機を使用している一般取扱所において、放電加工油槽内の油量不足により放電の際、油が飛散しているもの、又は火災が発生するおそれが大きい等のもの	○ 可燃性蒸気が発生又は滞留する場所において火気を使用する等、火災発生危険が著しく大きいものについては、第2次措置から入る

区分	処理事項	適用要件	処 理 基 準					具 体 例	備 考
			第1次措置	第2次措置	第3次措置	第4次措置	第5次措置		
11	製造所等の位置、構造又は設備の無許可変更（法第11条第1項）	○ 法第11条第1項後段の規定に違反し、火災等の災害発生のおそれのあるもの又は火災が発生した場合、延焼拡大の危険が大きいもの等	警 告	使用停止命令 （法第12条の2第1項第1号）	許可の取消し （法第12条の2第1項第1号）	告 発 （法第42条第1項第1号の2、同項第3号、法第45条）		○ 法第11条第1項違反に対しては、法的に法第12条の2第1項の使用停止命令又は許可の取消しのいずれかを選択して発動することが可能であるが、運用上、許可の取消しはこれ以外に火災等の災害の発生や拡大を防止する手段がないと認められる場合に行うことを原則とする。	
12	製造所等の完成検査合格前の使用（法第11条第5項）	ア 設置（変更）許可に係る完成検査を受けないで使用しているもの	警 告	使用停止命令 （法第12条の2第1項第2号）	許可の取消し （法第12条の2第1項第2号）	告 発 （法第42条第1項第2号、同項第1項第3号、法第45条）		○ 違反内容に係る危険性に着目して、法第10条第4項の基準に適合しないもの又は災害等の発生危険若しくは拡大危険があるものを重点として運用する。 ○ 仮使用承認を受けているもので、使用停止命令を行う場合は仮使用承認を撤回してから措置する。	
		イ 法第11条第5項のただし書の仮使用承認を受けずに使用しているもの	警 告	使用停止命令 （法第12条の2第1項第2号）	許可の取消し （法第12条の2第1項第2号）	告 発 （法第42条第1項第2号、同項第1項第3号、法第45条）			
13	製造所等の譲渡又は引渡し届出違反（法第11条第6項）	○ 製造所等の譲渡又は引渡しを受けるも未届けのもの	警 告	告 発 （法第44条第6号）					
14	製造所等の危険物の品名、数量又は倍数変更の届出違反（法第11条の4第1項）	○ 製造所等で貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数を無届により変更しているもの	警 告	告 発 （法第44条第6号）					
15	製造所等の位置、構造及び設備の基準維持違反（法第12条第1項）	○ 法第10条第4項の基準に不適合となったもので火災等の災害発生のおそれのあるもの、又は火災が発生した場合延焼拡大危険が大きいもの	警 告	基準適合命令 （法第12条第2項）	使用停止命令 （法第12条の2第1項第3号）	許可の取消し （法第12条の2第1項第3号）	告 発 （法第42条第1項第3号、第45条）	○ 配管に亀裂を生じ、現に危険物の漏洩が認められるもの ○ 配管等の腐食が著しく、危険物の漏洩が切迫しているもの ○ 屋外の貯蔵タンクの架台が著しく腐食し又は変形しており、目前に転倒落下危険が認められるもの	○ 過去に第2次措置を行った施設については、第3次措置を検討する ○ 火災等の災害発生危険が著しく大きい場合は第2次措置から入る
16	製造所等の公共安全の維持又は災害発生防止のための緊急措置（法第12条の3第1項）	○ 内的、外的要因、適合不適合を問わず、公共安全維持のうえで危険な状態となったもの	使用の一時停止又は制限命令 （法第12条の3第1項）	告 発 （法第42条第1項第3号の2、法第45条）				○ 製造所等又はその周囲の状況が公共安全の維持又は災害の発生防止のため緊急の必要がある場合に発動されるものであり、危険な状態となった原因が製造所等にあるか否かを問わない	
17	製造所等の用途廃止の届出違反（法第12条の6）	○ 製造所等の用途を廃止するも未届のもの	警 告	告 発 （法第44条第6号）					

区分	処 理 事 項	適 用 要 件	処 理 基 準					具 体 例	備 考
			第 1 次措置	第 2 次措置	第 3 次措置	第 4 次措置	第 5 次措置		
18	① 危険物保安統括管理者の選任違反（法第12条の7第1項）	○ 危険物保安統括管理者を選任していないもの	警 告	使用停止命令（法第12条の2第2項第2号）	告 発（法第42条第1項第3号、法第45条）				
	② 危険物保安統括管理者の保安統括管理業務の適正履行義務違反（法第12条の7第1項）	○ 法令の規定に違反したもの又は保安統括管理業務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生防止に支障を及ぼすおそれがあるとき	警 告	解 任 命 令（法第13条の24）	使用停止命令（法第12条の2第2項第2・4号）	告 発（法第42条第1項第3号、法第45条）		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 解任命令不履行の場合の使用停止命令は、災害等の発生危険があるもの又は災害が発生した場合、延焼拡大危険があるものを重点として運用する</li> <li>○ 危険物保安統括管理者に保安統括管理業務を引き続き行わせることが、公共の安全の維持又は災害発生防止上支障がある場合の例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職制等の事情から保安統括管理業務を行ない得ない場合</li> <li>・ 旅行、疾病その他の事由により、長期間その職務を行うことができない者</li> <li>・ 遵法精神が著しく欠如している場合</li> <li>・ 保安統括管理業務の不履行により災害を発生させた場合</li> </ul> </li> <li>○ 危険物保安統括管理者が保安統括管理業務を行わない事情が、関係者側にあるか、当該危険物保安統括管理者にあるかを問わず、現実には保安業務の統括管理を行っていないことにより支障があれば、本件に該当する</li> </ul>	
	③ 危険物保安統括管理者の選解任届出違反（法第12条の7第2項）	○ 危険物保安統括管理者を選解任するも届出ししないもの	警 告	告 発（法第44条第6号）					
19	① 危険物保安監督者の選任違反（法第13条第1項）	○ 危険物保安監督者を選任していないもの	警 告	使用停止命令（法第12条の2第2項第3号）	告 発（法第42条第3・4号、法第45条）			○ 危険物保安監督者の未選任について、資格者がいないため選任できない場合であると、資格者がいながら選任していない場合であるとを問わない	
	② 危険物保安監督者の保安監督業務の適正履行義務違反（法第13条第1項）	○ 法令の規定に違反したもの又は保安監督業務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあるとき	警 告	解 任 命 令（法第13条の24）	使用停止命令（法第12条の2第2項第3・4号）	告 発（法第42条第1項第3号、法第45条）		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 解任命令不履行の場合の使用停止命令は、災害等の発生危険があるもの又は災害が発生した場合、延焼拡大危険があるものを重点として運用する</li> <li>○ 危険物保安監督者に保安監督業務を引き続き行わせることが、公共の安全の維持又は災害発生防止上支障がある <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職制等の事情から保安監督業務を行ない得ない場合</li> <li>・ 旅行、疾病その他の事由により、長期間その職務を行うことができない者</li> <li>・ 遵法精神が著しく欠如している場合</li> <li>・ 保安監督業務の不履行により災害を発生させた場合</li> </ul> </li> <li>○ 危険物保安監督者が保安監督業務を行わない事情が、関係者側にあるか、当該危険物保安監督者にあるかを問わず、現実には保安業務を行っていないことにより支障があれば、本件に該当する</li> </ul>	
	③ 危険物保安監督者の選解任届出違反（法第13条第2項）	○ 危険物保安監督者を選解任するも届出ししないもの	警 告	告 発（法第44条第6号）					

区分	処理事項	適用要件	処 理 基 準					具 体 例	備 考
			第1次措置	第2次措置	第3次措置	第4次措置	第5次措置		
20	危険物取扱者の立会いのない無資格者に係る危険物取扱い違反（法第13条第3項）	○ 危険物製造所等において危険物を無資格者が危険物取扱者の立会いなしに取り扱っているもの	警 告	告 発 （法第42条第1項第7号）				○ 無資格者による危険物の取扱いの繰り返し等、違反内容が悪質な場合は告発により対処することも検討する	
21	危険物取扱者の義務違反（法第13条の2第5項）		知事報告及び違反事項通知						○ 本区分は、危険物取扱者たる資格に係る処理基準であり、他の区分の警告、命令、許可の取消し又は告発と併せて処理することを妨げ
22	① 予防規程の作成、変更、認可に係る違反（法第14条の2第1項）	○ 再度の指導にもかかわらず作成せず、未作成のため、危険物の保安に係る業務が履行されず、火災予防上支障があると認められ、又は出火の危険のおそれが大きいもの	警 告	告 発 （法第42条第1項第8号、法第45条）					
	② 予防規程の変更命令に係る違反（法第14条の2第3項）	○ 施設等の変更に伴い、現に作成認可されている予防規程を変更しなければ、火災予防上必要な維持管理ができないもの	警 告	変 更 命 令 （法第14条の2第3項）	告 発 （法第42条第1項第8号、法第45条）			○ 予防規定の内容が法第10条第3項に適合していない場合 ○ 認可された予防規程がその後の製造所等の状況にあわせて適切に変更されていない場合	
23	① 製造所等の定期点検に係る違反（法第14条の3の2）	○ 製造所等の定期点検をしていないもの	警 告	使用停止命令 （法第12条の2第1項第5号）	許可の取消し （法第12条の2第1項第5号）	告 発 （法第44条第4号、法第45条）		危険物施設の許可を取り消すことができる場合の例 ○ 法第12条の2第1項の規定に基づき期限を定めて危険物施設の使用の停止を命じたにもかかわらず、当該危険物施設の所有者、管理者又は占有者が当該命令に違反したとき ○ 同項の規定に基づき期間を定めて危険物施設の使用の停止を命じ、危険物施設の所有者等が当該命令に従った場合であって、当該使用の停止を明示された相当の期間内に正当な理由がなく当該使用の停止を命じられるに至った違反事実について改善がなされず、なお再び使用されることにより公共の安全の維持又は災害発生の防止に支障を及ぼすおそれが極めて高いと判断されるとき  ○ 客観的状況から判断して、当該危険物施設の位置、構造及び設備が法第10条第4項の技術上の基準に適合していないおそれが高く、かつ、法第12条の2第1項の規定に基づく危険物施設の使用の停止命令のみでは不十分と判断されるとき	
24	② 製造所等の定期点検記録作成、保存に係る違反（法第14条の3の2）	○ 製造所等の定期点検記録を作成し、保存していないもの	警 告	告 発 （法第44条第5号）					○ 第2次措置として、法第16条の5第1項に基づく報告徴収を行うことが適当なケースも存する
25	映写室の構造、設備違反（法第15条）	○ 映写室の構造及び設備の基準に不適合な映写室で可燃性でない映画を映写し、制止に従わなかったもの	警 告	告 発 （法第41条第1項第4号、法第45条）					

区分	処理事項	適用要件	処 理 基 準					具 体 例	備 考
			第1次措置	第2次措置	第3次措置	第4次措置	第5次措置		
26	危険物の運搬容器、積載方法又は運搬方法の基準違反（法第16条）	○ 危険物の運搬に関する技術上の基準に重大な違反があり、災害発生のおそれ大きいもの	警 告	告 発 （法第43条第1項第2号、法第45条）					
27	移動タンク貯蔵所における危険物取扱者の無乗車移送（法第16条の2第1項）	○ 移動タンク貯蔵所の運転者、移送行為に関して責任を有する関係者が、危険物取扱者を乗車させないで危険物を移送しているもの	警 告	告 発 （法第43条第1項第3号、法第45条）					○ 同乗義務違反の責任主体は主として運転者であるが、関係者の指示があったと認めるときは、当該関係者も含む
28	移動タンク貯蔵所における危険物取扱者の免状不携帯（法第16条の2第3項）	○ 移動タンク貯蔵所に同乗（運転手兼任の場合を含む。）の危険物取扱者が免状を携帯しないで、危険物を移送しているもの	警 告	告 発 （法第44条第6号）					
29	製造所等における危険物の流出事故等に対する応急措置義務違反（法第16条の3第1項）	○ 危険物の流出事故等に対し、引き続き危険物の流出、拡散防止、除去等災害発生の防止のための措置をしていないもの	警 告	応急措置命令 （法第16条の3第3項・第4項）	告 発 （法第42条第1項第9号、法第45条）			○ 応急措置がまったく行われていない場合のほか、当該事故における最善の措置がとられていない場合	
30	移動タンク貯蔵所の停止拒否又は危険物取扱者免状提示拒否（法第16条の5第2項）	○ 移送中の移動タンク貯蔵所の停止又は危険物取扱者の免状の提示を求めたにもかかわらず、拒否したものの	警 告	告 発 （法第44条第7項）					
31	消防用設備等又は特殊消防用設備等の未設置及び維持管理違反（法第17条第3項）	○ 消火設備：簡易消火器具及び小型消火器を除く消火設備の未設置又は機能不良のもの	警 告	設置命令又は維持命令 （法第17条の4第1項）	※ 使用禁止命令等 （法第5条の2）	告 発 （法第39条の2の2第1項、法第41条第1項第5号、法第44条第12号、法第45条）			
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の未設置及び維持管理違反（法第17条第3項）	○ 警報設備：非常警報設備、自動火災報知設備、漏電火災警報器、ガス漏れ火災警報設備の未設置又は機能不良のもの	警 告	設置命令又は維持命令 （法第17条の4第1項）	※ 使用禁止命令等 （法第5条の2）	告 発 （法第39条の2の2第1項、法第41条第1項第5号、法第44条第12号、法第45条）			
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の未設置及び維持管理違反（法第17条第3項）	○ 避難設備：誘導灯、避難器具の未設置又は機能不良のもの	警 告	設置命令又は維持命令 （法第17条の4第1項）	※ 使用禁止命令等 （法第5条の2）	告 発 （法第39条の2の2第1項、法第41条第1項第5号、法第44条第12号、法第45条）			

区分	処理事項	適用要件	処 理 基 準					具 体 例	備 考
			第1次措置	第2次措置	第3次措置	第4次措置	第5次措置		
31	消防用設備等又は特種消防用設備等の未設置及び維持管理違反（法第17条第3項）	○ 消火活動上必要な施設等：消防用水、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常用コンセント設備、無線通信補助設備の未設置又は機能不良のもの	警 告	設置命令又は維持命令（法第17条の4第2項）	※ 使用禁止命令等（法第5条の2）	告 発 （法第39条の2の2第1項、法第41条第1項第5号、法第44条第12号、法第45条）			
32	① 特定防火対象物等の消防用設備等又は特殊消防用設備等設置届出に係る検査の拒否、妨害、忌避（法第17条の3の2）	○ 正当な理由がないにもかかわらず、拒否、妨害又は忌避したもの	警 告	告 発 （法第44条第4号）					
	② 特定防火対象物等の消防用設備等又は特殊消防用設備等設置届出違反（法第17条の3の2）	○ 正当な理由なしに設置の届を怠ったもの	警 告	告 発 （法第44条第8号）					
33	消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検結果の未報告等（法第17条の3の3）	ア 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検を定期的を実施せず、若しくはその結果報告を怠ったり、又は虚偽の報告を行ったもの	警 告	告 発 （法第44条第11号、法第45条）				○ 防火管理業務での警告も考慮する ○ 第2次措置に移行する前に資料提出命令又は報告徴収を検討するほか、防火管理業務適正執行命令も考慮する	
		イ 消防設備点検資格者が消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検を適正に行っていないもの	指定講習機関報告及び違反事項通知						
34	消防設備士以外の者の業務禁止規定違反（法第17条の5）	○ 消防設備士の資格を有しないのに、工事又は整備を行ったもの	警 告	告 発 （法第42条第1項第10号、法第45条）					
35	消防設備士義務違反（法第17条の7第2項）		知事報告及び違反事項通知					○ 本区分は、消防設備士たる資格に係る処理基準であり、他の区分の警告、命令又は告発と併せて処理することを妨げない	
36	消防設備士の工事整備対象設備等着工届出義務違反（法第17条の14）	○ 甲種消防設備士に課せられた工事着工届出義務を怠ったもの	警 告	告 発 （法第44条第8号）					

区分	処理事項	適用要件	処 理 基 準					具 体 例	備 考
			第1次措置	第2次措置	第3次措置	第4次措置	第5次措置		
37	火災警報発令中の火の使用制限違反（法第22条第4項）	○ 条例第29条に規定する火の使用制限規定を履行せず、屋外において危険な状態で火を使用しているもの	警 告	告 発 （法第44条第18号）					
38	指定区域内のたき火又は喫煙の制限違反（法第23条）	○ 告示指定により一定区域内での火気使用禁止をした地域で、その旨の標示があるにもかかわらず出火危険が大きいたき火等を行っているもの	警 告	告 発 （法第44条第18号）					
39	① 防災管理者選任違反 （法第36条第1項において準用する法第8条第1項）	○ 防災管理者の資格を有する者がいないもの	警 告	選 任 命 令 （法第36条第1項において準用する法第8条第3項）	※ 使用禁止命令等 （法第5条の2）	告 発 （法第39条の2の2第1項、法第42条第1項第1号、法第45条）		注1 防災管理者として届出されていないが、選任され実質的に防災管理業務が行われていることが明らか場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。	
	② 防災管理業務の適正履行義務違反 （法第36条第1項において準用する法第8条第1項）	ア 防災管理に係る消防計画未作成	警 告	作 成 命 令 （法第36条第1項において準用する法第8条第4項）	※ 使用禁止命令等 （法第5条の2）	告 発 （法第39条の2の2第1項、法第41条第1項第2号、法第45条）		注2 甲種防火管理再講習又は防災管理再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に防災管理者として選任されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、防災管理者未選任の状態となるため、速やかに再講習を受講させ、防災管理者として再度選任し、又は別に防災管理者の資格を有する者を防災管理者として選任し、消防署長に届けさせる必要がある。	

区分	処理事項	適用要件	処 理 基 準					具 体 例	備 考
			第1次措置	第2次措置	第3次措置	第4次措置	第5次措置		
39	② 防災管理業務の適正履行義務違反（法第36条第1項において準用する法第8条第1項）	イ 防災管理に係る消防計画が不適正なもの	警 告	適正執行命令（法第36条第1項において準用する法第8条第4項）	※ 使用禁止命令等（法第5条の2）	告 発（法第39条の2の2第1項、法第41条第1項第2号、法第45条）		○ 防災管理に必要な教育等の計画内容が実態と著しく異なるもの ○ 法第36条第1項において準用する法第8条の2に基づく統括防災管理者が作成する防火対象物全体についての消防計画の内容と著しく異なるもの	
		ウ 避難訓練未実施	警 告	適正執行命令（法第36条第1項において準用する法第8条第4項）	※ 使用禁止命令等（法第5条の2）	告 発（法第39条の2の2第1項、法第41条第1項第2号、法第45条）		○ 避難訓練を1年以上実施しておらず他に重大違反があるので、違反を指摘したにもかかわらず関係者が是正の意思を示さないもの	
40	③ 防災管理者選解任届出違反（法第36条第1項において準用する法第8条第2項）	○ 防災管理者を選解任するも届出を怠っているもの	警 告	告 発（法第44条第8号）					
	① 統括防災管理者選任違反（法第36条第1項において準用する法第8条の2第1項）	○ 統括防災管理者の資格を有する者がいないもの	警 告	選 任 命 令（法第36条第1項において準用する法第8条の2第5項）	※ 使用禁止命令等（法第5条の2）	告 発（法第39条の2の2第1項、法第45条）		注 統括防災管理者として届出されていないが、選任され実質的に統括防災管理業務が行われていることが明らか場合は、適用要件に該当しないものとみなし、指導を継続することができる。	
	② 統括防災管理業務の適正履行義務違反（法第36条第1項において準用する法第8条の2第2項）	ア 防災管理に係る全体についての消防計画未作成	警 告	適正執行命令（法第36条第1項において準用する法第8条の2第6項）	※ 使用禁止命令等（法第5条の2）	告 発（法第39条の2の2第1項、法第45条）			
		イ 防災管理に係る全体についての消防計画が不適正なもの	警 告	適正執行命令（法第36条第1項において準用する法第8条の2第6項）	※ 使用禁止命令等（法第5条の2）	告 発（法第39条の2の2第1項、法第45条）		○ 自衛消防隊の編成等計画の内容が実態と著しく異なるもの	
		ウ 避難訓練未実施	警 告	適正執行命令（法第36条第1項において準用する法第8条の2第6項）	※ 使用禁止命令等（法第5条の2）	告 発（法第39条の2の2第1項、法第45条）		○ 避難訓練を1年以上実施しておらず他に重大違反があるので、違反を指摘したにもかかわらず関係者が是正の意思を示さないもの	

区分	処理事項	適用要件	処 理 基 準					具 体 例	備 考
			第1次措置	第2次措置	第3次措置	第4次措置	第5次措置		
40	② 統括防災管理業務の適正履行義務違反 (法第36条第1項において準用する法第8条の2第2項)	工 廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理を怠っているもの	警 告	適正執行命令 (法第36条第1項において準用する法第8条の2第6項)	※ 使用禁止命令等 (法第5条の2)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第45条)	○ 防火設備、避難施設の維持管理に係る基準違反に該当するもの ・ 縦穴区画に設けられた防火戸、防火シャッターに何らかの処置(くさび等)をし閉鎖できなくしているもの ・ 階段、出入口、廊下、通路に物件が存置されているもの ・ 出入口の外内に近接して椅子、テーブル等の物件が存置されているもの	注1 火災の予防に危険又は避難の障害となっているもので、改修を要するものは、「防火対象物における火災予防上の危険な行為等(その1)」により処理する  注2 違反を指摘したにもかかわらず、繰り返し行うものを対象とする	
41	① 防災管理点検の点検結果未報告等(法第36条第1項において準用する法第8条の2の2)	ア 点検を定期的を実施せず、若しくはその結果報告を怠ったり、又は虚偽の報告を行ったもの	警 告	告 発 (法第44条第11号、法第45条)					
		イ 点検対象事項が点検基準に適合していると認められていないにもかかわらず表示をしているもの、又は紛らわしい表示をしているもの	表示の除去又は消印を付すべきことを命令 (法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第4項)	告 発 (法第44条第17号)					
	② 特例認定関係違反 (法第36条第1項において準用する法第8条の2の3)	ア 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの	特例認定の取消し (法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項)						
		イ 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第5項若しくは第6項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する法第8条第3項若しくは第4項の規定による命令がされたもの	特例認定の取消し (法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項)						

区分	処 理 事 項	適 用 要 件	処 理 基 準					具 体 例	備 考	
			第 1 次措置	第 2 次措置	第 3 次措置	第 4 次措置	第 5 次措置			
41	② 特例認定関係違反 (法第36条第1項において準用する法第8条の2の3)	ウ 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの	特例認定の取消し (法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項)							
		エ 防災管理点検の特例認定を受けていないにもかかわらず表示をしているもの、又は紛らわしい表示をしているもの	表示の除去又は消印を付すべきことを命令 (法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第8項において準用する法第8条の2の2第4項)	告 発 (法第44条第17号)						○ 命令要件 防災管理対象物であること
	③ 防火対象物点検及び防災管理点検に関する違反 (法第36条第6項において準用する法第8条の2の2)	ア 防火対象物点検報告及び防災管理点検報告のうち、いずれか一方又はともに点検基準を満たしていないにもかかわらず、法第36条第4項の表示がされている。あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	表示の除去又は消印を付すべきことを命令 (法第36条第6項において準用する法第8条の2の2第4項)	告 発 (法第44条第17号)						○ 命令要件 防火対象物点検報告及び防災管理点検報告の義務対象物であること
		イ 防火対象物点検又は防災管理点検の特例認定のうち、いずれか一方又はともに認定を受けていないにもかかわらず、法第36条第5項の表示が付されている。あるいは、当該表示と紛らわしい表示がふさわれているもの	表示の除去又は消印を付すべきことを命令 (法第36条第6項において準用する法第8条の2の2第4項)	告 発 (法第44条第17号)						○ 命令要件 防火対象物点検報告及び防災管理点検報告の義務対象物であること
42	① 製造所等において故意に危険物を流出等させて火災危険を発生させた行為 (法第39条の2第1項・第2項)	○ 製造所等から故意に危険物を流出させて火災危険を発生させ、不特定多数の者の生命、身体又は財産の侵害の脅威等公共の危険性を具体的に発生させたもの	告 発 (法第39条の2第1項・第2項、法第45条)							○ 公共の危険が発生した時点で既遂となり、現実には火災が発生した時点で失火罪と併合罪となる

区分	処 理 事 項	適 用 要 件	処 理 基 準					具 体 例	備 考
			第 1 次措置	第 2 次措置	第 3 次措置	第 4 次措置	第 5 次措置		
42	② 製造所等において過失により危険物を流出等させて火災危険を発生させた行為 (法第39条の3第1項・第2項)	○ 製造所等において業務上の注意を怠り、危険物を流出させ火災危険を発生させ、不特定多数の者の生命、身体又は財産の侵害の脅威等公共の危険性を具体的に発生させたもの	告 発 (法第39条の3第1項・第2項、法第45条)						○ 本条は「公共の危険」を処罰要件とする具体的危険罪である
43	少量危険物の貯蔵、取扱基準違反 (法第9条の4、条例第30条～第31条の8)	ア 条例に規定する位置、構造又は設備の技術上の基準に不適合で出火危険が大きいもの	警 告	措置命令 (法第3、法第5条、法第5条の3)	※ 使用禁止命令等 (法第5条の2)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第39条の3の2第1項、法第41条第1号、法第44条第1号、法第45条、条例第49条、条例第50条)			
		イ 貯蔵、取扱いの場所のみだりに火気又は火源となるものを使用しており火災発生危険が大きいもの	警 告	措置命令 (法第3、法第5条、法第5条の3)	※ 使用禁止命令等 (法第5条の2)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第39条の3の2第1項、法第41条第1号、法第44条第1号、法第45条、条例第49条、条例第50条)			
44	指定可燃物等の貯蔵、取扱基準違反 (法第9条の4、条例第33条、第34条)	ア 条例に規定する位置、構造又は設備の技術上の基準に不適合で出火危険が大きいもの	警 告	措置命令 (法第3、法第5条、法第5条の3)	※ 使用禁止命令等 (法第5条の2)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第39条の3の2第1項、法第41条第1号、法第44条第1号、法第45条、条例第49条、条例第50条)			

区分	処理事項	適用要件	処 理 基 準					具 体 例	備 考
			第1次措置	第2次措置	第3次措置	第4次措置	第5次措置		
44	指定可燃物等の貯蔵、取扱基準違反（法第9条の4、条例第33条、第34条）	イ 貯蔵、取扱いの場所のみだりに火気又は火源となるものを使用しており、火災発生危険が大きいもの	警 告	措 置 命 令 （法第3、法第5条、法第5条の3）	※ 使用禁止命令等 （法第5条の2）	告 発 （法第39条の2の2第1項、法第39条の3の2第1項、法第41条第1号、法第44条第1号、法第45条、条例第49条、条例第50条）			
45	火災予防上必要な業務に関する計画提出書を提出しなかった場合（条例第42条の3）		警 告	告 発 （条例第49条、第50条）					

1 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。

2 条例とは、豊中市火災予防条例（昭和37年条例第16号）をいう。

3 ※は、法第5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項・第4項、第8条の2第3項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項、第36条第1項において準用する法第8条第4項及び第8条の2第3項の規定により必要な措置が命じられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその履行の措置について期限が付されている場合にあつては、履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合に命じるものとする。